

令和 元 年度

受付
番号種 目 番 号
—

連絡先

委託担当

課名 綱島駅東口周辺開発事務所 担当者 西田

係名

電 話 045-531-9603

設 計 書

1 委 託 名 令和元年度新綱島駅周辺地区土地区画整理事業工事測量等業務委託（その2）

2 履 行 場 所 港北区綱島東一丁目地内

3 履行期間 期間
又は期限 期限 令和2年3月19日まで4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項

6 現場説明 不要
 要（ 月 日 時 分、場所 ）

7 委託概要 作業計画 1業務

現地踏査 1業務

境界点復元 26点

石標設置 19点

プレート設置 7点

適用年版	令和元年7月1日基準
施工地域・工事場所区分	
適用工種	
調整区分	

※設計記載内容の注意事項

この設計書は新積算システムの施工単価等のコードを使用しています。
この設計書に記載されている[入力条件]は、積算のための考え方を示したものであり
契約事項ではありません。
なお、直接金額を入力する[入力条件]については「@」と表示しています。
施工パッケージ型積算方式において使用する適用基準は、土木工事標準積算基準書
(土木工事編)積算参考資料に記載のとおりです。
また、「【 】」で囲われている[入力条件]は、実数入力条件を示しています。

委託費内訳表

費目	工種	種別	細別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量業務								
測量業務				式	(1)		()	
境界復元測量				式	(1)		()	
作業計画				式	(1)		()	第 2001 号 内訳書
境界点復元				式	(1)		()	第 2002 号 内訳書
共通				式	(1)		()	
共通				式	(1)		()	
打合せ等				式	(1)		()	第 2003 号 内訳書
直接経費				式	(1)		()	
直接経費				式	(1)		()	
旅費交通費(率計上)(測量)				式	(1)		()	第 2004 号 内訳書
直接測量費計				式	(1)		()	
諸経費				式	(1)		()	
測量業務価格				式	(1)		()	

第 2001 号 作業計画

内訳書

1 式 当り
適用年版 R0107

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00039 D1DI113005 用地測量 作業計画					
[入力条件]…有,有,市街地甲	業務	(1)		()	
合 計				()	

第 2002 号 境界点復元

内訳書

1 式 当り
適用年版 R0107

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00020 SJ0030 境界点復元					
	点	(26)		()	
00037 SJ0050 石標設置 120*120*600 未舗装部分					
	本	(19)		()	
00034 SJ0080 プレート設置 50*50*10 コンクリート部分					
	本	(7)		()	
合 計				()	

第 2003 号 打合せ等

内訳書

1 式 当り
適用年版 R0107

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00036 WI119005 打合せ[打合せ等(測量業務)]					
[入力条件]…【1 回】	業務	(1)		()	
合 計				()	

第 2004 号 旅費交通費(率計上)(測量)

内訳書

1式 当り
適用年版 R0107

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00035 D1WI700020 旅費交通費[測量業務(率計上額)]					
[入力条件]・・・@	式	(1)		()	
合 計				()	

共 SJ0030 号 境界点復元 単価表 1 点 当り

適用年版 R0107

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00030 測量技師補	R0604 人				管理区:V3
00031 測量助手	R0605 人				管理区:V3
00032 測量補助員	R0612 人				管理区:V3
00040 諸雑費(まるめ)	ZS3000004 式	1			
合 計					
		1	当り		円/点

共 SJ0050 号 石標設置 単価表 10 本 当り
120*120*600 未舗装部分

適用年版 R0107

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00008 測量技師	R0603 人				管理区:V3 [1]
00009 測量技師補	R0604 人				管理区:V3 [1]
00010 測量補助員	R0612 人				管理区:V3 [1]
00038 コンクリート境界標杭 120×120×600(市コンクリート石標)	Z100022167 本	10			
00041 諸雑費(率+まるめ) 機械経費	ZS8000004 式	1			Σ[1] * 2.80%
合 計					
		1	当り		円/本

共 SJ0080

号 プレート設置

単価表

10 本

当り

50*50*10 コンクリート部分

適用年版 R0107

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00023 測量技師	R0603 人				管理区:V3 [1]
00024 測量技師補	R0604 人				管理区:V3 [1]
00025 測量補助員	R0612 人				管理区:V3 [1]
00033 プレート 50*50*10	TJ0010 本	10			
00042 諸雑費(率+まるめ) 機械経費	ZS8000004 式	1			$\Sigma [1] * 2.80\%$
合 計					
		1	当り		円/本

基 D1DI113005 号 用地測量 作業計画
枝番 00039

単価表

1 業務 当り
適用年版 R0107

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
作業計画[用地測量 作業計画]	業務	1			(WI113005)
現地踏査[用地測量 作業計画] [入力条件]・・・市街地甲	業務	1			(D1WI113010)
合計					
		1	当り		円／業務
<p>条 件 名 称 入 力 値 条 件 値</p> <p>J01 作業計画 1 有</p> <p>J02 現地踏査 1 有</p> <p>J03 地域区分 2 市街地甲</p>					

基 D1WI113010 号 現地踏査[用地測量 作業計画]
枝番 00039

単価表

1 業務 当り
適用年版 R0107

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量主任技師 外業	人				(R9019) 管:V3 [1, 2]
測量技師 外業	人				(R9021) 管:V3 [1, 2]
測量技師補 外業	人				(R9023) 管:V3 [1, 2]
変化率(補正分) $\Sigma [2] * 0.8000$	式	1			(ZS9001007) 管:V3 [1]
機械経費 $\Sigma [1] * 0.0100$	式	1			(ZS9001001)
材料費 $\Sigma [1] * 0.0500$	式	1			(ZS9001003)
合計					
		1	当り		円／業務
<p>条 件 名 称 入 力 値 条 件 値</p> <p>J01 地域区分 2 市街地甲</p>					

基 D1WI700020 号 旅費交通費[測量業務(率計上額)]

単価表

1 式 当り

枝番 00035

適用年版 R0107

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
旅費交通費[測量業務(率計上額)]	式	1			(Z145000200)
合計					
		1	当り		円/式
条件名称 入力値 条件値 J01 直接人件費(測量)					

基 WI113005 号 作業計画[用地測量 作業計画]

単価表

1 業務 当り

枝番 00039

適用年版 R0107

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量主任技師 内業	人				(R9020) 管:V3
測量技師 内業	人				(R9022) 管:V3
測量技師補 内業	人				(R9024) 管:V3
合計					
		1	当り		円/業務

基 WI119005 号 打合せ[打合せ等(測量業務)]

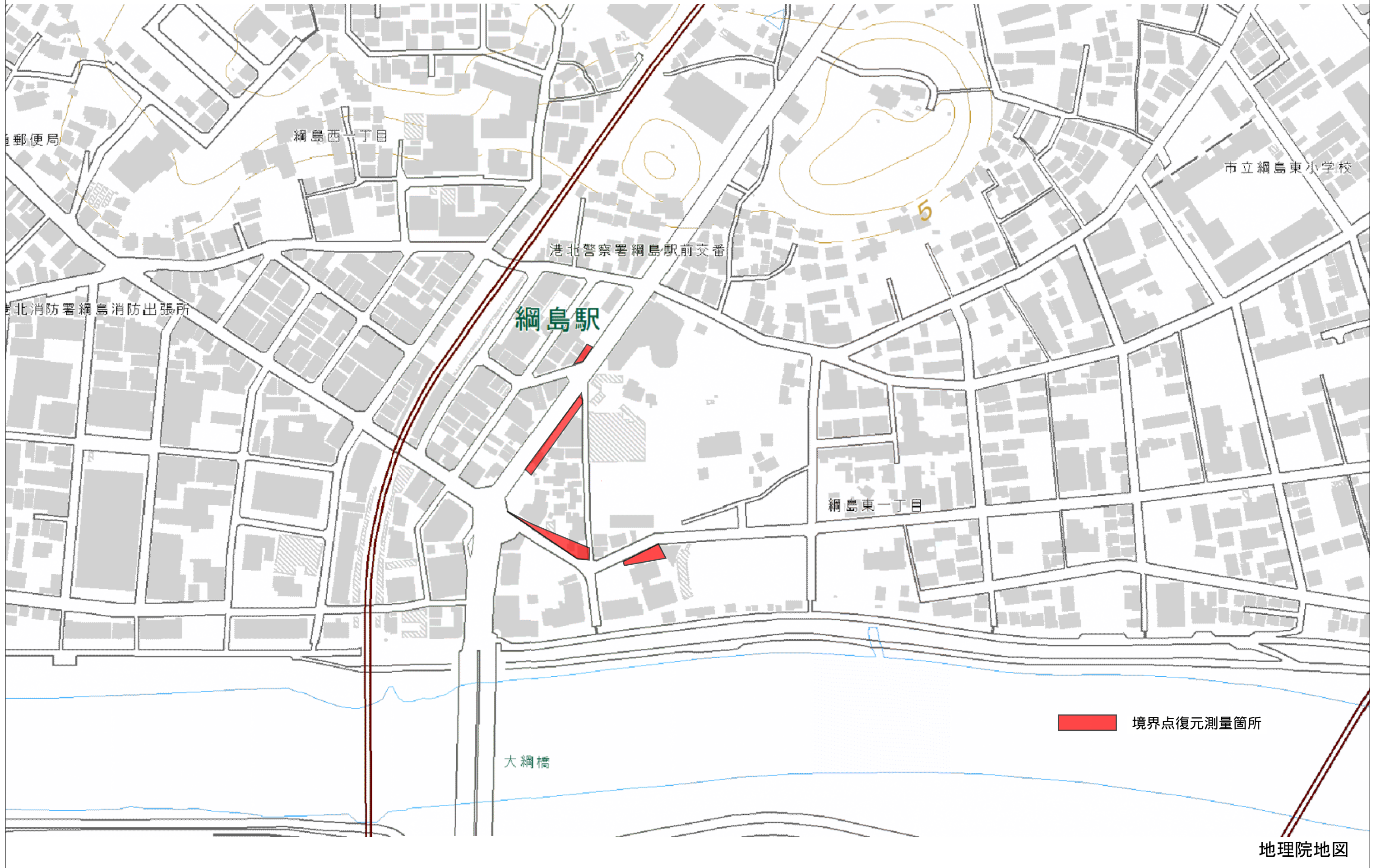
単価表

1 業務 当り

枝番 00036

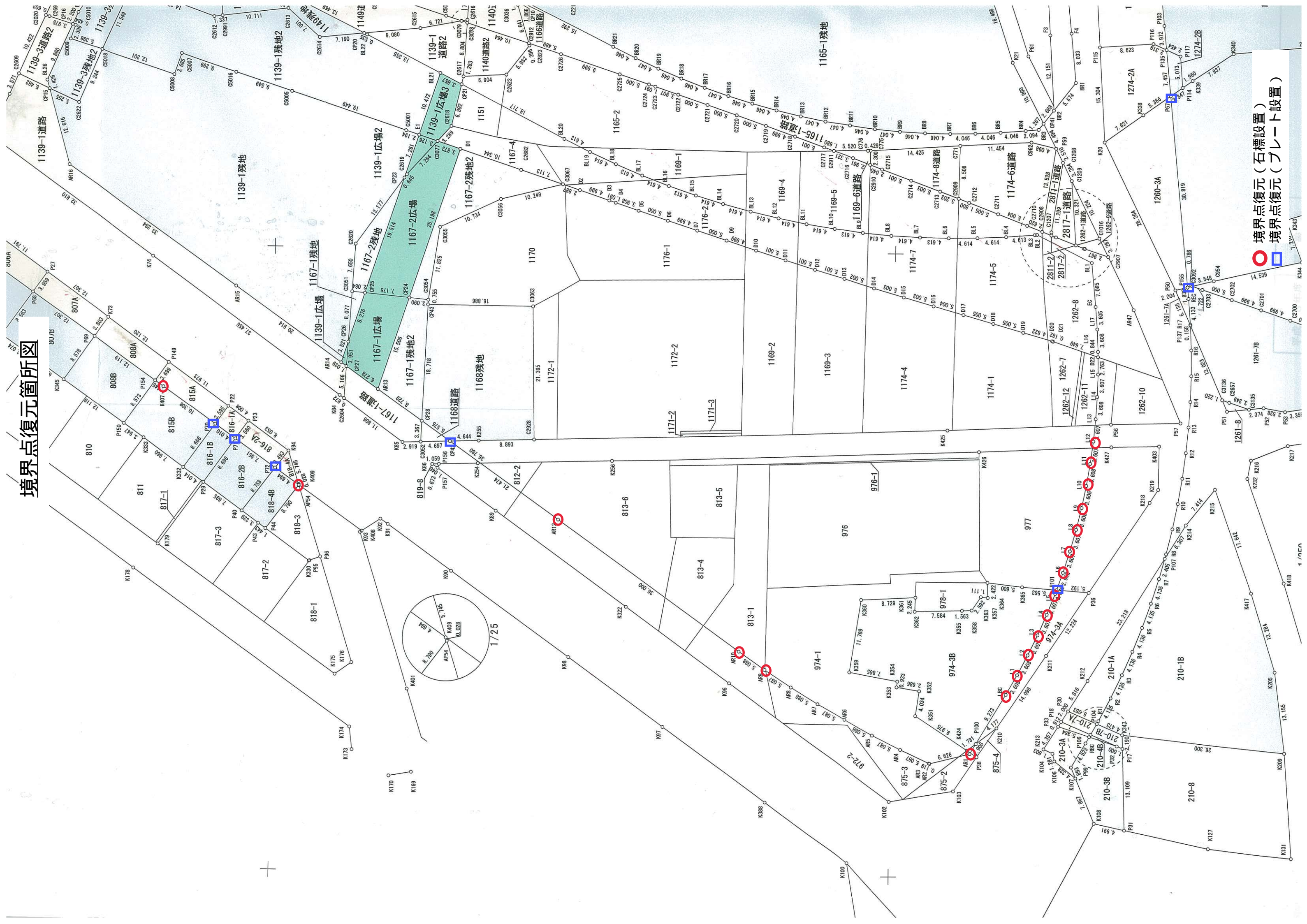
適用年版 R0107

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量主任技師	人				(R0602) 管:V3
測量技師	人				(R0603) 管:V3
測量技師補	人				(R0604) 管:V3
合計					
		1	当り		円/業務
条件名称 入力値 条件値 J01 中間打合せの回数(実数入力) 1 【1回】					



境界点復元測量箇所

境界点復元箇所図



境界点復元 (石標設置)
境界点復元 (プレート設置)

委託業務仕様書（横浜市都市整備局）

本委託業務に適用する仕様書、特記仕様書、適用図書及び遵守事項は下記のとおりとする。
なお、仕様書、特記仕様書、適用図書は、原則として最新版を適用するものとする。

・仕様書等（使用は☑）

- 横浜市土木設計業務共通仕様書
- 土木設計業務特記仕様書
- 設計業務数量算出基準
- 横浜市測量業務共通仕様書
- 測量業務特記仕様書
- 測量標等特記仕様書
- 横浜市地質調査業務共通仕様書
- その他（別添仕様書及び特記仕様書）

・受託者は、次の事項を遵守しなければならない。

☑ 「個人情報取扱特記事項」

受託者は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては、「個人情報取扱特記事項」第 12 条に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出すること。

☑ 「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」

電子納品に関する事項

受託者は、成果品を本市「設計業務等の電子納品要領（案）土木編」及び設計図書に基づき電子媒体（CD-R・DVD 等）で正副各 1 部を提出するものとする。

なお、電子納品に対応するための措置については本市の「電子納品運用ガイドライン（案）[業務編]・[地質・土質調査編]・[測量編]」を参考にするものとする。

・適用図書と入手先

各適用図書はホームページに掲載していますので、ご利用ください。アドレスは下記のとおり。

- (1) 横浜市土木設計業務共通仕様書、横浜市測量業務共通仕様書、横浜市地質調査業務共通仕様書
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/sokuryo/itaku-siyousyo.html>
- (2) 土木設計業務特記仕様書、測量業務特記仕様書、測量標等特記仕様書
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/doro-kasen/doro/kanri/shiyosho/siyou-youryou.html>
- (3) 横浜市土木工事共通仕様書（主に材料の品質・規格等に関すること。）
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/shiyosho/kyoutu-siyousyo.html>

(4) 土木工事施工管理基準、土木工事検査書類作成マニュアル、設計業務数量算出基準、道路構造物標準図集

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/doro-kasen/doro/kanri/hyojunzu/>

(5) 個人情報取扱特記事項、誓約書及び研修実施報告書

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/hogo/kojinjyohohogoseido.html>

(6) 電子納品に関する要領・基準

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/cals_ec/yokohamadensi.html

特記仕様書

1 適用範囲

本特記仕様書は、委託者が、受託者に業務委託した「令和元年度新綱島駅周辺地区土地区画整理事業工事測量等業務委託（その2）」に適用する。

2 目的

東急東横線綱島駅東側の相鉄東急直通線（仮称）新綱島駅周辺において、交通混雑の解消や新駅前にふさわしい都市基盤の整備を目的に、横浜市施行による土地区画整理事業を進めている。

本業務は、過年度に実施した成果等にもとづき、事業に関連する用地境界を復元するための測量を実施するものです。

3 準則

- (1) 受託者は、委託された業務を履行するにあたり、横浜市契約規則を遵守すると共に、委託契約書・本仕様書及び「横浜市の定める測量作業規程及び同規程に係る運用基準」によるものとする。
- (2) 本業務が、土地区画整理事業に関する測量であることから、受託者は、業務仕様書に定めるもののほか、「横浜市土地区画整理事業測量作業規程（平成 25 年 3 月）」に従うものとする。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/shuho/kukaku/kitei.html> トップページ>暮らし・総合>まちづくり・環境>都市整備>市街地開発の手法>土地区画整理事業>横浜市土地区画整理事業測量作業規程)
- (3) 受託者は、本仕様書に明記されていないもの、又は不明確な場合には委託者の指示を受けなければならない。
- (4) 受託者は、業務の履行を他に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (5) 委託者は、必要と認めるとき受託者に対し業務の履行状況につき調査し、又は報告を求めることができる。
- (6) 委託者は、必要がある場合には業務の内容を変更し、又は一時中止することができる。この場合、委託者、受託者が協議して定めるものとする。
- (7) 受託者は、委託業務の履行について委託者、又は第三者に損害を与えた時は、受託者の負担を持って賠償の責に任ずるものとする。
- (8) 成果物については全て委託者の所有とし、委託者の承認なしに他に公表・譲渡・貸与または使用してはならない。
- (9) 受託者は業務担当者以外の者が報告書の点検を行わなければならない。また、報告書には、業務担当者及び点検した者の氏名、所属等を明記しなければならない。
なお、作業をおこなう者は測量業務に関する高等の専門的知識を必要とする事項についての計画測量、評価又はこれらに関する指導業務の経験を有する測量士でなければならない。

4 履行場所

港北区綱島東一丁目地内

5 履行期限

契約締結の日から令和2年3月19日まで

6 業務内容

本業務実施にあたっては、下記に示す過年度業務の成果品を貸与する。

基準点は、平成27年度に実施した4級基準点測量成果を使用する。

- ・(仮称)新綱島駅周辺地区土地区画整理事業地区界測量等業務委託(平成27年度)
- ・新綱島駅周辺地区土地区画整理事業街区確定測量等業務委託(平成28年度)
- ・新綱島駅周辺地区土地区画整理事業路線測量等業務委託(平成29年度)
- ・新綱島駅周辺地区土地区画整理事業用地測量等業務委託(平成30年度)

(1) 境界復元測量

1) 作業計画

1業務

2) 現地踏査

1業務

3) 境界点復元

26点

4) 石標設置(120×120×600)

19点

5) プレート設置(50×50×10)

7点

(2) 打合せ等

1) 打合せ

1業務(業務着手時、中間1回、成果物納入時)

7 成果品

- (1) 報告書(A4ファイル綴じ) 1部

8 成果品の納入先

成果品の納入先は都市整備局綱島駅東口周辺開発事務所とする。

電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

(情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 この特記事項(以下「特記事項」という。)は、委託契約約款(以下「約款」という。)の特記条項として、電子計算機処理等(開発、運用、保守及びデータ処理等をいう。)の委託契約に関する横浜市(以下「委託者」という。)が保有する情報(非開示情報(横浜市条例第1号)第7条第2項に規定する非開示情報をいう。以下同じ。))及び非開示情報以外の情報をいう。以下同じ。))の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2 情報を電子計算機処理等により取り扱う者(以下「受託者」という。)は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を遂行するための情報の取扱いにあたっては、委託者の業務に支障が生じることのないよう、情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による業務に係る情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として管理責任者を選定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、電子計算機を設置する場所、情報を保管する場所その他の情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対し、この契約による業務に関して知り得た非開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による業務を遂行するために情報を収集するときは、当該業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る情報を、当該業務を遂行する目的以外の目的で利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を遂行するに当たって委託者から提供された、非開示情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下、「非開示資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、契約による業務を効率的に処理するため受託者の管理下において使用する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、受託者は、複写又は複製した資料の名称、数量、その他委託者が指定する項目について、速やかに委託者に報告しなければならない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を作業場所の外へ持ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による業務を遂行するために得た非開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の規定により非開示情報を取り扱う業務を再委託する場合は、当該再委託を受けた者(以下「再受託者」という。)の当該業務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うとともに、第1条第2項に定める基本的な情報の取扱いを再受託者に対して課し、あわせて第2条の規定を再受託者に遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

3 受託者は、前項の再委託を行う場合は、受託者及び再受託者が特記事項を遵守するために必要な事項及び委託者が指示する事項を再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、再受託者に対し、当該再委託による業務を遂行するために得た非開示情報を更なる委託等により第三者に取り扱わせることを

禁止し、その旨を再受託者と約定しなければならない。

(非開示資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 前項ただし書の場合において、委託者が当該非開示資料等の廃棄を指示した場合、廃棄方法は焼却、シュレッダー等による裁断、復元困難な消去等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。

3 第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内に情報を返還せず、又は廃棄しないときは、委託者は、受託者に代わって当該情報を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、受託者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、委託者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(引渡し)

第12条 受託者は、約款第28条第2項の規定による検査(以下「検査」という。)に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による業務を遂行するために受託者又は再受託者が取り扱う非開示情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、き損及び改ざんがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、この契約による業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 委託者は、受託者が特記事項前条の規定による検査に不合格となったときは、この契約を解除することができる。

(著作権等の取扱い)

第14条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、約款第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(第二次著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作者名で任意に公表できるものとする。

(3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものとする。

(4) 受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に対し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。

3 受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由を起因として権利侵害となる場合は、この限りではない。